

福島大学行政政策学類後援会会則

制定 昭和63年4月7日

- (目的)
- 第1条 本会は、福島大学行政政策学類（以下「本学類」という。）の教育活動、学生の勉学・就職・福利厚生のための諸活動を援助し、会員相互の親睦、学類と家庭との緊密な連絡・交流を深め、本学類の充実・発展を図ることを目的とする。
- (名称)
- 第2条 本会は、福島大学行政政策学類後援会と称し、事務所を福島大学行政政策学類内に置く。
- (事業)
- 第3条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。
- 一 学生の勉学と諸活動及び福利厚生に対する助成
 - 二 学生の就職開拓・就職指導等に対する助成
 - 三 会員相互の親睦及び学類と家庭との連絡・交流
 - 四 教職員の教育・研究及び福利厚生に対する助成
 - 五 教職員及び学生の慶弔
 - 六 その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- (会員)
- 第4条 本会は、本学類及び大学院地域政策科学研究科の学生の保護者（学生が社会人及び外国人留学生の場合は、本人を含む）及びこの趣旨に賛同する者をもって組織する。
- (役員)
- 第5条 本会に、次の役員を置く。
- 一 会長 1名
 - 二 副会長 2名
 - 三 理事 8名以内
 - 四 監事 2名
- (役員の選任及び任期)
- 第6条 会長、副会長、理事及び監事は、会員の中から選出する。
- 2 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じたときは補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- (役員の任務)
- 第7条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。
- 一 会長は、会務を総理する。
 - 二 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
 - 三 理事は、会務の運営にあたる。
 - 四 監事は、会務を監査する。
- (役員会)
- 第8条 本会の運営、企画及び重要事項を審議するため役員会を置き、次の事項を審議する。
- 一 事業計画及び予算案
 - 二 事業報告及び決算案
 - 三 その他、重要な事項
- (総会)
- 第9条 本会の最高決議機関として、総会を置く。
- 2 総会は、毎年4月に開催し、次の事項を審議する。ただし、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。
 - 一 事業計画及び予算
 - 二 事業報告及び決算
 - 三 会長、副会長、理事及び監事の選出
 - 四 会則の改正
 - 五 入会金及び会費の額
 - 六 その他、重要な事項
- (顧問)
- 第10条 本会に、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、役員会において推薦された者を、会長が委嘱す

- る。
- 3 顧問は、会務の処理に関し、会長の諮問に応ずる。
- (経費)
- 第11条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入による。
- ただし、外国人留学生については、入会金及び会費を免除することができる。
- (事務の処理)
- 第12条 本会の庶務及び会計事務を処理するため、嘱託を置くことができる。
- 2 嘱託は、会長が委嘱する。
- (事業年度)
- 第13条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- (細則)
- 第14条 会長は、会務を処理するために役員会の議を経て、細則を作ることができる。
- (会則の改正)
- 第15条 本会則の改正は、総会の決議によらなければならない。
- 附 則
1. 平成元年4月7日一部改正
 2. 平成5年4月7日一部改正
 3. 平成13年4月6日一部改正
 4. 平成17年4月7日一部改正

福島大学行政政策学類後援会細則

- 第1条 福島大学行政政策学類後援会会則第14条に基づき、この細則を定める。
- 第2条 本会の役員の交替は、会の安定的な運営を考え、原則として子弟の卒業に伴って行われるものとする。
- 第3条 本会の顧問の構成は、学類長、教育研究評議員、学生生活委員、広報委員各1名で、計4名の行政政策学類教員とする。
- 第4条 本会に次の帳簿を備える。
- 会員名簿
- 記録簿（支出決議書等）
- 会計簿
- 第5条 会費の納入は、納入事務の簡素化を考え、入会時に4年分を前納するものとする。なお、子弟の退学等により会員が退会する場合は、前納した年会費のうち、入学時からの年数に相応する年会費を控除した額を返還する。
- 第6条 学類会員は、入会金として5,000円のほか、年会費3,000円を納めるものとする。
- 但し現代教養コース会員は、入会金2,000円のほか、年会費2,000円を納めるものとする。
- 第7条 行政政策学類集中講義・非常勤講師等当該学類への来訪者の応対に要する費用は10,000円とする。
- 第8条 当該学類として必要な対外的交渉、応対等に要する経費については、原則として顧問（学類長）が具体的支出を決定する。ただし必要に応じて学類長は、評議員ないし他の顧問と相談のうえ決定するものとする。
- 第9条 本会の事業を行うための旅費については、国家公務員の旅費に関する規程に準じて支給することができる。
- 附 則
- この細則は、平成13年4月6日から施行する。
- この細則は、平成14年9月20日から施行する。
- この細則は、平成17年4月7日から施行する。